

## 駐車場附置に係る地域ルール策定促進事業費補助金交付要綱

制定 3都市建企第1278号

令和4年3月30日

### (目的)

第1条 この要綱は、駐車場附置に係る地域ルール策定促進事業制度要綱（令和4年月日付3都市建企第1278号。以下「制度要綱」という。）に基づき、地域ルールの策定主体の区市に対し、東京都（以下「都」という。）が調査・検討等の経費の一部を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### (通則)

第2条 駐車場附置に係る地域ルール策定モデル事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、制度要綱で使用する用語の例による。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、制度要綱に基づき、地域ルールの策定主体の区市とする。

### (補助期間)

第5条 この補助金を交付する期間は、事業が実施される年度から令和6年度までとする。

### (補助対象経費)

第6条 この補助金の補助対象経費は、促進事業による支援の対象として選定された地区の地域ルール策定に要する駐車場利用実態調査費、地域ルールの検討案の作成に要する費用及び策定協議会の運営に要する費用とする。ただし、社会資本整備総合交付金等、他制度の補助を受けるものは本補助金の対象から除くものとする。

### (補助金の額)

第7条 この補助金の額は、都の予算の範囲内において、補助対象経費の3分の1以内の額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を上限とする。

(補助金の交付申請)

第8条 区市は、補助金の交付を受けようとするときは、都が定める期日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、同様式別紙1から別紙3までを添付し、都に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 都は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により区市に通知するものとする。

2 都は、前項の交付決定に当たって、必要な条件を付することができる。

(申請の撤回等)

第10条 区市は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に、補助金の交付申請を撤回する旨を記載した書面を都に提出することにより、申請を撤回することができる。

(補助対象経費の内容変更等)

第11条 区市は、補助対象経費の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（別記第3号様式）に、必要な書類を添えて都に提出し、その承認を受けなければならない。

2 都は、前項による申請があった場合にはその内容を審査し、必要に応じて条件を付し、変更承認通知書（別記第4号様式）により区市に通知するものとする。

(中止の承認)

第12条 区市は、補助金交付決定通知書を受けた後、特別な理由が生じたため、地域ルールの策定を中止しようとするときは、中止申請書（別記第5号様式）により、知事に申請しなければならない。

2 知事は、1の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認することを決定した場合は承認書（別記第6号様式）により、承認しないことを決定した場合は通知書（別記第7号様式）により、区市にその旨を通知するものとする。

3 区市は、前項の規定により補助事業の中止を承認された場合であって、当該補助事業を再開するときは、再開通知書（別記第8号様式）により、通知しなければならない。

(状況報告)

第13条 区市は、知事から補助事業の状況報告を求められた場合には、状況報告書（別記第9号様式）により報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 区市は、補助を受ける調査・検討等が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、完了実績報告書（別記第10号様式）に、地域ルール策定に係る調査・検討プロセスの資料等、必要な書類を添えて、速やかに都に提出しなければならない。

2 都が地域ルール策定の効果、その他必要な事項について報告を求めた場合には、区市はこれに応じなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 都は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る促進事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第11号様式）により区市に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、第7条に規定する額の範囲内とする。

(補助金の支払等)

第16条 都は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、区市から別記第12号様式により請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 都は、区市が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき

2 都は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（別記第13号様式）により、区市に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 都は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、促進事業の当該取消しに係る部分に関し、既に区市に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 都は、第15条の規定により区市に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

とする。

(補助金の経理等)

第19条 区市は、補助を受けた調査・検討等に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助を受けた調査・検討等が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

2 区市は、補助を受けた調査・検討等の完了後、都が求めた場合は、前項の書類等について提出しなければならない。この場合において、提出期限は補助を受けた調査・検討等の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(違約金及び延滞金の納付)

第20条 第17条の規定により補助金の返還を命じたときは、都は、区市が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を区市に納付させなければならない。

2 前項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

3 補助金の返還を命じた場合において、区市が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

4 前項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、区市が返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

5 第1項及び第3項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(非常災害の場合の措置)

第21条 非常災害等による被害を受け、補助を受けた調査・検討等の遂行が困難となった場合の区市の措置については、都が指示するところによる。

(申請書類の著作権処理)

第22条 この要綱の定めに基づき区市が提出する書類において、図面や写真等の著作物を

利用や記載等をする場合、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条に定める複製権、同法第22条の2に定める上映権、同法第23条第1項に定める公衆送信権、同法第23条第2項に定める公の伝達権等の権利について、申請者は著作物の著作権者から同法第63条に定める都が利用することに関しての許諾を事前に得なければならない。

（その他）

第23条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。